

# 千葉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

平成29年4月

(平成30年4月改定)

## 1 はじめに

千葉市では平成29年4月に平成28年の熊本地震の発生等を踏まえ、「千葉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)」を策定し、「千葉市の改善すべき密集住宅市街地(要改善市街地)」を耐震化を緊急的に推進すべき区域(緊急耐震重点区域)と定め、戸別訪問等を実施してきたが、第2次千葉市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向けて、より強力に耐震化を促進していく必要がある。

このことから、アクションプログラムを改訂し、新たに市内全域をアクションプログラムの対象区域とするなど、対象住宅を拡充することで、さらなる耐震化の向上を図る。

## 2 趣旨

第2次千葉市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、アクションプログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 3 位置付け

アクションプログラムは、第2次千葉市耐震改修促進計画第4に基づき策定する。

## 4 対象住宅

対象住宅は、平成12年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された在来の軸組工法による戸建木造住宅で、2階以下のものとする。

## 5 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、千葉市全域とする。

## **6 取組期間**

平成29年度から平成36年度までの8年間とする。

## **7 耐震改修工事に対する補助率及び上限額の引き上げ**

(1) 対象住宅に対する耐震改修工事の補助率及び上限額を次のとおり引き上げる。

補助率：工事費の5分の4

上限額：100万円

(2) 平成29年度以前に設計費の補助を受けた者は、平成29年度の制度に基づくものとする。

## **8 取組内容**

毎年度、下記(1)～(4)の取組に関して、取組内容を設定するとともに、実施、達成状況を把握・検証・公表し対策を進める。

(1) 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

(2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

(3) 改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

(4) 耐震化の必要性に係る周知・普及

## **9 アクションプログラムの取組状況の公表**

年度ごとに当該年度の取組内容、目標及び実績を別紙に記載し、市ホームページにて公表する。

## 千葉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 取組内容・目標・実績（平成30年度）

## 【計画】

平成30年度取組内容	平成30年度目標
<p>1 財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施（昭和56年6月1日以降の耐震基準によって設計・建設されたものを除く。）</li> <li>住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施</li> </ul> <p>2 普及啓発等</p> <p>(1) 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度は、「改善すべき密集住宅市街地（要改善市街地）」について、戸別訪問又は戸別配布等により、住宅所有者への耐震改修実施に係る働きかけを実施</li> <li>その他の地域については、平成36年度までに全戸実施予定</li> </ul> <p>(2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明等により耐震改修を促進</li> <li>耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、電話等による耐震改修促進を実施</li> </ul> <p>(3) 改修事業者の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を実施</li> <li>耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施</li> </ul> <p>(4) 耐震化の必要性に係る周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市政だよりによる制度の周知</li> <li>区役所等での制度説明会の実施</li> <li>自治会等へ出向いて行う市政出前講座の実施</li> <li>リーフレットにより制度概要等の周知を実施</li> </ul>	<p>耐震診断費補助戸数 15戸</p> <p>耐震改修工事費補助戸数 25戸</p>
	前年度までの実績（過去3か年）
	<p>平成29年度</p> <p>耐震診断費補助戸数 8戸</p> <p>耐震改修費補助戸数 18戸</p> <p>平成28年度</p> <p>耐震診断費補助戸数 14戸</p> <p>耐震改修費補助戸数 26戸</p> <p>平成27年度</p> <p>耐震診断費補助戸数 20戸</p> <p>耐震改修費補助戸数 20戸</p>

## 【自己評価】

前年度（平成29年度）の取組実績	前年度（平成29年度）の課題
<p>(1) 市政だよりによる制度の周知を実施 3回</p> <p>(2) 区役所等での制度説明会の実施 3回</p> <p>(3) 自治会等へ出向いて行う市政出前講座の実施 7回</p> <p>(4) リーフレットにより制度概要等の周知を実施</p> <p>(5) 防災イベント時のリーフレット配布（2回×2区）</p> <p>(6) 密集住宅市街地13地区の区域内の戸建て住宅（明らかに対象とならないものは除く）に対するリーフレットの配布。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成旧耐震基準（昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日以前の耐震基準）で設計・建設したと思われる戸建住宅について、リーフレットのポスティングを実施。</li> <li>昭和旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）で設計・建設したと思われる戸建住宅について、戸別訪問しリーフレットの内容（耐震診断・耐震改修補助事業の制度概要）を</li> </ul>	<p>平成29年度に耐震改修補助について上限額の上乗せを実施したが、平成28年度と比較して補助実績は減少となった。</p>
	改善策
	<p>引き続き防災イベントにおける普及啓発や制度説明会等を行うとともに、自治会等に市制出前講座を積極的に活用してもらい取組みを行うなど、更なる事業の推進に向け、補助制度の利用促進を図る必要がある。</p>

説明。なお、2回訪問して不在の場合は、リーフレットのポスティングのみ実施。

《配布実績》

地区内全棟数：4, 421棟

配布数：2, 235棟

平成旧耐震基準：1, 021棟（ポスティング）

昭和旧耐震基準：1, 214棟

（説明794棟、ポスティング420棟）

配布率：約51%